附則第五条の二第二項中「附則第二条第十二項」を「附則第二条第十三項」に改め、同項第一号中「附則第二条第十一項」を「附則第二条第十二項」に改め、同項第二号中「附則第二条第十三項」を「附則第二条第十四項」に改める。

附　則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二十二号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年三月一日とする。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二十三号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第七十二条第六項及び第七十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（法第七十二条第六項の規定による承諾に関する手続等）

第十条　法第七十二条第六項の規定による承諾は、マンション管理業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等（以下この項及び次項において「相手方」という。）に対し電磁的方法（同条第六項に規定する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2　マンション管理業者は、前項の承諾を得た場合であっても、相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第七十三条第三項の規定による承諾について準用する。

附　則

この政令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八十五号まで」を「第百八十九号まで」に改め、同条に次の四号を加える。

百八十六　地方創生テレワーク推進交付金
百八十七　東京オリンピック・パラリンピック競技大会新型コロナウイルス感染症対策交付金
百八十八　ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金
百八十九　新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久